平成２３年（フ）第１９９７号
神奈川県大和市中央林間５丁目13番11号
債務者　小川千穂子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５８号
横浜市緑区中山町672番地　ハイツマルイチ102号
債務者　大熊加代子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９５号
神奈川県藤沢市菖蒲沢846番地
債務者　内田　純子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５２号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目18番地の６
ＴＯＰ東白楽502号室
債務者　小林　和正
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６号
静岡市葵区羽鳥６丁目５番41号
債務者　西下　正義
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３４号
静岡市清水区旭町３番４号　フレクション新清水505
債務者　佐藤　貴英
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
熊本県上天草市龍ケ岳町樋島2664番地７
債務者　白濱　義敏
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２１５号
釧路市愛国西２丁目14番18号
債務者　高橋ゆり子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１６号
釧路市興津５丁目５番６号
債務者　谷岡　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２０号
北海道厚岸郡厚岸町尾幌324番地
債務者　笹島真由巳
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後３時
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３号
釧路市南大通３丁目３番７号
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５１１号
川崎市幸区塚越４丁目333番地　房間ハイツ102
債務者　小林悠喜恵（旧姓石山・佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
岡山市北区足守275番地６
債務者　景山　保子（旧姓引田）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３６号
茨城県土浦市木田余西台５番62号
破産者　中島空調工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８４号
茨城県古河市上和田６番地の１
破産者　茨城コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第５７９号
香川県高松市香川町川東上652番地５、登記簿上の所在地香川県高松市香川町川東上566番地96
破産者　有限会社西村重機建設
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４５１号
香川県東かがわ市松原819番地
破産者　四國運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係